**宿泊税システム整備等補助金　事前相談票**

|  |  |
| --- | --- |
| 相談日 |  |

１．相談者

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊施設名 |  |
| 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称及び代表者氏名) |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

２．補助事業　※宿泊税の導入に係る整備に限る

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 内容 | 申請予定の有無  ※複数選択可 |
| システム整備事業 | 宿泊管理システムを新たに構築、又は既存のシステムを改修 | □ |
| 関係帳票整備事業 | 関係帳票を新たに作成、又は既存の帳票の修正 | □ |
| 周知啓発事業 | ホームページ、パンフレット等の作成、又は修正 | □ |

３．収入　※補助限度額50万円、補助率10分10　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 備考 |
| 市補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

４．支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（概算可） | 購入（予定）先 | 物品・業務名等 |
| （記載例）印刷製本費 | 200,000 | ㈱ヒロ印刷 | パンフレット印刷◎部 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

※収入と支出の計を一致させてください。

弘前市宿泊税システム整備等補助金

1．対象者

　宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備等を行う、次の要件を満たす者。

（１）弘前市宿泊税条例第８条第１項又は附則第３項の規定により、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること

（２）市税の滞納がないこと

２．補助事業　※宿泊税導入に係る整備に限ります。

（１）システム整備事業

POSレジシステム等のシステム構築・改修、PC・ソフトウェア購入等

（２）関係帳票整備事業

　　　領収書の購入等

（３）周知啓発事業

　　　ホームページ、パンフレット等の作成・修正等

３．補助対象経費

（１）委託料、（２）手数料、（３）機器購入費、（４）ソフトウェア購入費、（５）消耗品費、（６）印刷製本費

【補助対象外例】

・クラウドの月額・年額使用料や保守料

・リース・レンタル契約のソフトウェアやハードウェア

・国等の補助金の交付対象となっている経費

・公租公課（消費税及び地方消費税）

・交付決定前に開始した事業の経費

４．補助額

　補助率　　　１０分の１０

補助限度額　５０万円

５．事前相談期間

　令和７年６月２日（月）から令和７年７月３１日（木）まで

６．問い合わせ先

　弘前市財務部市民税課諸税係

TEL：0172-35-1117（直通）　 FAX：0172-38-2902